

# 資料

アメリカ不法行為法判例訳選 2

## 「ユナイテッド亜鉛化学会社対ブリット」事件 ——アトラクティヴ・ニヨーサンスの法理——

*United Zinc & Chemical Co. v. Britt, 258 U. S. 268 (1922)*

藤倉皓一郎

### ホームズ判事

この訴訟は、原告（被上告人）が二人の息子の死亡について、被告（上告人）に賠償を求めたものである。判決のため、すでに立証されたと認められる事実関係は次のとおりである。被告はカンサス州イオラの郊外に約二〇エーカーの土地を所有していた。以前、その土地には硫酸と亜鉛の精製工場があった。一九一〇年に工場建物は撤去されたが、土台と地下室はそのまま残された。一九一六年七月には、そこに、見たところ澄んだ水が溜っていた。しかし、この水は、被告が承知していたように、被告の工場から流れこんだ硫酸と硫酸亜鉛によって毒され、危険であった。原告たちは、旅行中、この場所からすこし離れたところにキャンプした。この場所から一〇〇ないし一一〇フィ

ートのところに人の通る道があった。一九一六年七月二七日、八歳と十一歳の子供が、被告の土地に立入り、水のなかに入つて、毒のため死亡した。被告はみずからに責任なしとして争つた。事実審裁判において、判事は陪審に次のように説示した。事実は有毒であつた水がきれいに見え、子供が水に魅かれたのであれば、被告に責任がある。原告勝訴の評決と判決がくだされ、巡回控訴裁判所はこれを支持した。

ニュオン・ペシフィック鉄道会社対マクドナルド事件の判決と、それに類似の判決が、この結論を導く先例としてあげられた。それらの先例と、さらに鉄道会社対スタウト事件判決の文言は、この結論を正当とするものであるとされている。しかし、その法原理は、不当な、非現実的な規制を生むことがないよう

「ユナイテッド亜鉛化学会社対ブリット」事件

1011 (五四三)

## 「ユナイテッド亜鉛化学会社対プリット」事件

一〇四（五四四）

に慎重に表現されなければならない。もし、子供でなく、成人が死亡したのであれば、賠償請求は認められない。成人であれば、かれは不法侵入者であり、土地所有者は、かくれた危険を除去する義務を負わない。所有者は、他人が法をまもり、不法侵入しないであろうと推定する権利がある。ワナやスプリンクリング銃を仕掛けることによって責任を問われるのは、それを仕掛けた者が、この推定をとらず、逆に不法侵入者を予期し、かれらに傷害を加えようとしており、このことは、かれが銃をかまえて発砲するのと同様に正当とはいえないということによっている。不法侵入者が子供であるというだけで、土地所有者に子供を予想して、その安全をはかる義務を負わせるものではない。

一方、他人を自分の土地に招待した者が、客を危険にみちびかない義務を負うことはよく知られている。また誘惑が招待どちらがうことは明白である。魚がエサに機械的に喰いつくように、何にでも魅かれる幼い子供に、かれらを、まちがいなく魅きつけるようなものを、承知のうえで作り、囮いもなく、さらしておくのは、成人にはそうでなくとも、子供に対しても法的に招待 invitation の効果をもっている。しかし、この原理を認めても、その適用は、非常に慎重でなければならない。

周知のように転車台で負傷した少年をめぐる鉄道会社対スタウト事件では、子供たちが以前から、そこで遊ぶのを鉄道会社の従業員が知っていたことがあきらかであり、また道路のそばにある転車台になんの柵もない状況からして、あまり論議され

ることもなく、鉄道会社は少年に法的注意義務を負うとみなされたようである。たぶん、この事件は、誘惑が招待とかわりがない効果をもつような、公開の誘惑 known temptation を示す格好の例であつたといえよう。これと類似のアイルランドのクック対ミドランド・グレイト・ウェスタン鉄道事件では、暗黙の許可 implied license があつたと認められ、子供にはつきり判断できない危険について、被告の責任が認められた。

本件では、子供たちが不法侵入するまえにいた場所から、水が見えたかどうかは疑わしい。さらに、水がかれらを土地に入らせた誘因であったという証拠はない。なんらかの義務を認めるうえには、まずこれらのことが必要である。もし、土地所有者が直接、あるいは暗黙のうちに子供たちの立入りを招待、または許可したのでなければ、かれに所有地を子供たちのために安全にする、またかくれた危険から子供を守るという一般的な義務はない。

ユニオン・パシフィック鉄道会社対マクドナルド事件はさらにつれて走ってきた少年が、道のすぐそばで燃えていた粉炭の上に倒れて火傷した。かれが不法侵入者であり、道が招待を意味したことあることにやってくる場所であった。また被告は制定法によつて家畜が入らないように柵を設ける義務を負つていた。この事件の判決は、本件の被告に有毒の水について責任ありと

するための先例として妥当ではない。本件では、有毒の水は道路のそばではなく、また、かりに法が子供たちの立入りを責めないとしても、水が子供たちを不法侵入にいたさせた誘因であったということは立証されていない。さらに、他の子供たちが、しばしば出入りするといった間接の誘因があつたことも示されていない。その土地を横切る道が招待を意味したとの主張がある。道は目的地以外のところで、どこへでもそれることを招待しているものではない。

#### 原判決破棄。

#### クラーク判事反対意見

わが国の裁判所には、本件のようないわゆる「アトラクティヴ・ニューサンス」と呼ばれる事件に適用される法理にかんして、するどい対立がみられる。

一つのグループは、一八七三年から今日の判決にいたるまでの合衆国最高裁判所をはじめとして、「人間的」法理 "humane doctrine" と名づけられたものを適用してきた。他のグループは、あきらかにマサチューセッツ州の裁判所のひきいるところであり、いわゆる「厳格な法理」 a "hard doctrine" —— the "Draconian doctrine" として知られるものを適用してきた。

一八七三年に、転車台の事件「鉄道会社対スタウト」の全員一致の判決で、当裁判所は次の法理を確認したのである。すなわち、子供がやって来る所有地に、子供たちにとって魅力的な、

したがって誘因となるような建造物、工作物などを設置する者が、子供たちの立入りを防ぐために適当な注意を怠り、あるいは、すべての人が認めるように子供たちが本能や衝動のまま行動してもケガが起らぬよう防止策を怠れば過失の責任を負わされる。さらに裁判所は、事実関係が人によって異なる結論を生むものであるときには、事件は陪審に付されるべきであると判決している。

このスタウト事件判決の法理は二十年のちに、ユニオン・パシフィック鉄道会社対マクドナルド事件において充分に再検討され、変更されることなく、ふたたび全員一致の判決で支持された。これらいずれの事件においても、幼い子供は、他人の財産所有権にかんして、成人と同様に法を理解しなければならず、したがって、各事例の状況のもとでは、負傷した子供が不法侵入者であったという主張は、検討されたうえ、はつきりと拒否された。子供たちの誘惑となるような、防止策をほどこさない建造物、工作物の魅力が、土地立入りへの招待であり、子供たちが法的には不法侵入者であるということを消去する。これらの先例は今まで五十年間にわたって、この問題にかんする指導的な役割をはたし、州ならびに連邦の裁判所によつて、ひろく支持されてきた。

有毒な水のプールの大きさは約二〇×四五フィートであつた。プールのある部分では二フィート半から三フィート、他の部分では一〇フィートかそれ以上の深さがあつた。記録にある写真

をみると、レンガに側面をかこまれ、水がほとんど側壁の上限まで入って、魅力的なプールの外観を呈している。証人の述べたところによれば、水は澄んできれいに見え、子供たちが亡くなつた暑い日には魅惑的に冷たくみえる。

このプールは横約一、〇〇〇フィート、縦一、二〇〇フィートの土地のなかにあり、その土地には長年、柵もなく、またプールの水の危険な性質について警告をあたえる掲示もなかつた。その土地を横切るいくつかの細道があり、プールから一〇〇ないし一二〇フィートのところにハイウェイがあり、さらにあまり離れていないところを鉄道が通つていて、この土地は人口約一万の市に隣接しており、住宅地からもあまり離れていない。

請求は認められない。しかし、もし水が有毒であることを被告が知り、あるいは通常の注意をもつてすれば知るべきであつたこと、また、その周辺に子供たちが出入りすると考えられるごと、水が外観上は澄んできれいであり、泳ぎの場所として、幼い子供たちの誘因となること、そして子供の死がその外観に誘われて起つたこと、さらに、なんらの警告や防止策がなかつたために起つたことが認定されるならば、この事件に「アトラクティヴ・ニューサンス」あるいは「<sup>ダーリング・ターブル</sup>転車台」事件の法理が適用されて、請求が認められる。

これが、今日にいたるまで、原告がえられたはずの原告に有利な連邦法の解釈である。イリノイ州の最高裁判所は、ストウト事件の判決にもとづいて、同様の、しかし無害な水のプールで子供が溺死した事件について、市に責任ありとした。

すでに述べた事実関係は、原告にもつとも不利に解釈しても、人はすでに死亡しており、他の一人のもの中に死亡した。証拠によればプールの水は硫酸と硫酸亜鉛を多量にふくみ、これが二人の子供を死亡させたのであるが、救出にあつた人たちも有毒の水によって、ひどい傷害をうけ、そのうちの一人は回復までに二週間を要した。

事件はよくまとまつた明確な説示とともに陪審にゆだねられ、陪審評決にもとづく第一審裁判所の判決は、控訴審裁判所によって支持された。第一審裁判所は陪審に次の説示をあたえた。  
もしプールの水が有毒ではなく、子供たちがただれたのなら、

請求は認められない。しかし、もし水が有毒であることを被告が知り、あるいは通常の注意をもつてすれば知るべきであつたこと、また、その周辺に子供たちが出入りすると考えられるごと、水が外観上は澄んできれいであり、泳ぎの場所として、幼い子供たちの誘因となること、そして子供の死がその外観に誘われて起つたこと、さらに、なんらの警告や防止策がなかつたために起つたことが認定されるならば、この事件に「アトラクティヴ・ニューサンス」あるいは「<sup>ダーリング・ターブル</sup>転車台」事件の法理が適用されて、請求が認められる。

陪審の判断にまつべきものである。

幼い子供の本能と日常の行動を充分に考慮したスタウトとマクドナルド判決の法理は正しいものであり、いま裁判所が適用しようとしている幼い侵入者にとって苛酷な法則にくらべて、近隣の子供たちの安全について、適当な配慮をすることになる。信じるので、わたくしは、あきらかに事実問題について見解がわかる本件において、二つの裁判所が判決により支持した陪審の評決を破棄し、さらに半世紀にわたって指導的権威として認められてきた二つの先例を覆がえことには賛成しがたい。したがって、わたくしは当裁判所の判決とその理由に反対する。(首席判事ならびにディイ判事は反対意見に同意)。

### 〔研究ノート〕

「」にとりあげた「ユナイテッド亜鉛化学会社対ブリット」事件は、子供の侵入者に対する土地所有者の責任をめぐるものである。この分野には、コモン・ロー独自の法理がみられて、きわめて興味ぶかい。憲法解釈をめぐる数多くの重要な判決で鋭い反対意見をだしたことでも有名なホームズ判事が、この事件の判決文を書いている。

本件は、死亡した二人の子供の父母が損害賠償の請求をしたもので、事実審、および控訴審裁判所はいずれも原告の請求を認めたが、合衆国最高裁判所は原判決をくつがえした。

コモン・ローのもとで、土地、建物、その他の工作物の所有

者・占有者 (owner と occupier の間に、日本民法七一七条に定められたような責任の差異はない。以下、占有者のみをしるす。) は、そこに立入る者の安全をはかる法的義務をおつてゐる。ところで、占有者の義務は、そこに立入る者すべてのために土地、建物を安全な状態に保つという一般的注意義務をまず前提とし、占有者の故意、あるいは過失によつて、この義務に違反したときには、ふつう次の三つに大別される。(1)無許可、無権限の侵入者 trespassers、(2)明示、黙示の承認をえたとさられる者 licensees、(3)招待によるとみなされる者 (被誘引者) invitees である。

侵入者に対して、占有者は、本件のホームズ判事の判決文にも述べられているように、故意にワナや自動銃を仕掛けるようなことをしてはならないが、土地、建物への侵入者の安全にかんして、なんらの義務を負わない。侵入者に故意の傷害を加えるのでないかぎり、占有者は土地、建物を自由に管理使用できること。

承認をえて立入る者は、ふつう占有者の利益とはかわりのないみずから目的のために占有者の許可をえて立入る者である。占有者はかれらに対して、土地、建物のかくれた危険 concealed dangers について警告をあたえる義務を負う。もちろん、占有者が実際に知っていた危険についてである。占有者は土地、建物に承認をえて立入った者を不当な危険にさらすよう

な活動は停止しなければならない。

被誘引者の定義については、土地、建物の占有者になんらかの利益をもたらす者、あるいは、商店に立入る雇客のように占有者からその安全を保証されていると考えられる者など説が分れる。いざれにせよ占有者は、かれらに対して、土地、建物の危険を発見し、修理あるいは警告する積極的義務を負っている。

日本民法は七一七条に土地工作物の占有者・所有者の責任と

して、その設置又は保存の瑕疵が原因で他人に損害を生じたときは賠償の責に任ずる旨を規定しているが、とくに侵入者その他の区別によって、被害者に対する占有者・所有者の注意義務に差異を生ずるようなことはない。

コモン・ローが複雑な区別を設けて、とくに侵入者については、土地、建物の占有者の責任免除を認めるような法理を発展させたのには、いくつかの理由があげられる。

まず、占有者は他人が無断で土地に侵入することないと推定する権利がある。したがって、侵入者の存在を無視してもよい。これは、人は合法的に行動するはずであるから、他人の違法行為を予期して、これに備える義務はないという考えにもとづいている。

次に、土地所有者・占有者に侵入者に対する注意義務をおわせることは、土地所有・利用に不当な制約を加えるという考えがある。これはたぶん、土地所有権が神聖、絶対とされた時代の影響がコモン・ローにいぜん根強く残っているからであろう。

また、侵入者は所有権を侵害する不法行為者であるから、法の保護に値しないとする説がある。

さらに、侵入者は他人の土地に無断で入ることによって、危険引受 assumption of risk をしたとみなされ、所有者の責任を問いたださない」とされる。

こうした理由づけによって、侵入者に対する占有者の責任を認めないコモン・ローの伝統的な法理を批判して、過失の理論による占有者責任の構成が説かれている (Harper & James, TORTS 1435)。すなわち、占有者に土地、建物の利用、保存について一般的注意義務を認め、過失によってこの義務に違反すれば賠償責任をう。この責任の範囲は、他人に対する危険の予見可能性 foreseeability of harm によって定まるとするのである。このほか、コモン・ローの伝統的な法理を批判して、侵入者に対する占有者の責任を認める判例がいくつかの分野でみられる。その一つはハイ・ウェイに近接する土地、建物の占有者が人為的な状態によって発生する危険（柵のない穴、電流を通した裸電線、くずれかけた塀など）からハイ・ウェイの利用者を守る義務が認められている。また侵入者の定義に変更を加えて保護をあたえようとする傾向もみられる。たとえば占有者の警告にもかかわらず、その土地がくりかえし近道として利用された場合、許された侵入者 tolerated trespasser、あるいは默示の許可をえたもの implied licensee と推定して、占有者にその安全をはかる義務をおわせた事例がみられる。

いすれにせよ、伝統的なコモン・ローの法理が批判され、侵入者に対しても占有者の責任を認める傾向がみられるることはたしかである。そしてこの傾向は未成年者、とくに幼児が侵入者であるときにあきらかである。幼児の侵入者は、危険を理解し身を守る能力を欠き、さらに危険引受や寄与過失があつたとみることもできない。したがつて成人の侵入者とはことなつた扱いが必要となる。

本件は、ホームズ判事の判決文にみられるように伝統的なコモン・ローの法理を守つて幼児の侵入者に対する土地工作物の占有者の責任を否定した。これに対して、幼児の侵入者に対する占有者の責任を積極的に認めたはじめての判例は、判決文のなかにも引用されたスタウト事件 *Sioux City & Pacific R. Co. v. Stout* 17 Wall. 657, 21 L. Ed. 745 (1873) である。

これは六歳の少年が鉄道会社構内の転車台で遊んで、いるうち足をはさまれ負傷した事件で、この判決がのちに「<sup>パンチーブル</sup>転車台」あるいは「アトラクティヴ・ニューサンス」の法理と呼ばれるようになつた。構内に立てる子供にとって危険な状況が「ニューサンス」であり、「アトラクティヴ」というのは、子供がその状態に魅きつけられ、誘惑されて立てるからであるとされている (Prosser, CASES ON TORTS 491)。

この事件では転車台が道路のそばにありながら柵もなく、その回転を止める装置もなかつたこと、さらに鉄道の従業員が以前から子供たちが転車台で遊ぶことを見ていながら、とくに立

入禁止や危険防止の措置をとらなかつたことが認定された。さらに裁判所は子供の立入りが充分に予期され、しかも、子供に危険の及ぶことが考えられるという認定にもとづいて、被告会社は注意義務をおうとし、会社がこの義務に違反したとする陪審の評決を支持した。

この判決は、子供の侵入者に対する土地、建物の占有者の一般的注意義務を認め、過失による義務違反にともづいて賠償責任をおわせたのである。しかし、この過失理論がうけいれられるには、当時のコモン・ローの法理に反して、侵入者の安全について占有者が積極的注意義務 affirmative duty をおつりとを認める必要があつた。スタウト事件判決は、この難点を正面から解明したものではなかつた。

伝統的なコモン・ローの法理を守る裁判所——とくに産業化のすすんだ北部の諸州 (Main, Maryland, Massachusetts, New Hampshire, Ohio, Rhode Island, Vermont 各州の裁判所は、いぜんとして「アトラクティヴ・ニューサンス」法理の適用を拒否している) は、この判決を土地、建物の占有者に不当な重荷をおわせるものであり、「感傷的ヒューマニズム」にすぎないと批判した。その後の不法行為法の過失の分野の発展をみれば、この判決が「五十年早すぎた」といわれるのもうなずける。この種の事例が占有者の過失の面から、まともに理論構成されるのは、その後の判例にまたねばならなかつた。

ホームズ判事の判決は、スタウト事件判決の法理——土地工

## 「ユナイテッド亜鉛化学会社対プリット」事件

一一〇（五五〇）

作物が誘因となつて子供が立入り、そして、かれらが「魚がエサに機械的に喰いつく」ように危険を感知できぬ年令であるなら、子供たちは被誘引者 invitee であり、「招待」とみなされる危険状態をつくりだした占有者は子供の安全につき責任をおうという先例の法理を一応は認めたうえで、しかし、この法理の適用は慎重を要するとして、制限的な要件をあげている。ホームズ判事によれば、この法理の適用があるためには、土地工作物の状態が、子供の立入りの直接の「誘因」であつたことが必要である。本件では、子供たちがプールを見て、被告の土地に侵入したのではないから、プールは「誘因」ではなく、要件はみたされていないとする。

審理する事件の判決が、先例とは違う結果を生じるときには、その判決と先例とを峻別 distinguish することが、コモン・ローの裁判官の重要な技術であるが、ホームズ判事の判決文はこの技術を示す好例である。

ユナイテッド亜鉛化学会社事件の判決は、のちに同じ合衆国最高裁判所によつて、実質的には破棄されるに至つた。しかし Colorado, Indiana, Louisiana, Mississippi, Missouri, South Carolina, Tennessee 各州の裁判所は、いせんとして、危険が立入りの「誘因」やあることを要件とするこの先例を守つてゐる。Best v. District of Columbia, 291 U. S. 411, 54 S. Ct. 487 (1934) は、五歳の子供がコロナビア地区の管理する棧橋の穴から落ちて、溺死した事例で、ホームズ首席判事は、付近に陸上げされ

た砂の山が「エサ」となつて、子供の棧橋立入りをまねいたとし、子供死亡の原因となつた棧橋の穴を未修理のまま、立入り可能な状態に放置した管理者に過失ありとして、賠償請求を認めめた。この判決によつて、危険物が侵入の直接誘因であることを要件としたホームズ判決の制限はのぞかれ、占有者の責任は、はじめのスタウト事件の法理が認めた範囲にまで戻つた。スト事件の判決が、侵入者である子供に対して、管理者の注意義務を認め、工作物の管理上の過失にもとづいて責任をおわせたことは注目される。

土地、建物に立に入る者に複雑な区別をつけ、それにしたがつて占有者の owing 注意義務に差異を認めるコモン・ローの法理は、ときに妥当でない結果を生むので、なんらかの改革の必要がいわれてきた。この点で Restatement of Torts の貢献は大きいが、とくに子供の侵入者に対する占有者の責任についての規定は、もつともすぐれた見解を示すものであるといわれ、多くの裁判所がこれに従つてゐる。

Restatement は「アトラクティヴ・ニーサンス」の法理が適用される要件として次の四つをあげてゐる (Restatement of Torts, § 339)。

(1) 場所 子供が立入りやすいことを占有者が知り、あるいは知るべきであるような場所に土地、建物があること。子供の侵入がまったく考えられないような場所では、占有者はなんら予防策をほどこす必要はない。子供の侵入の予見可能性は、過去

の侵入の有無、住宅地、子供の往来のあるところからの距離、その他の条件によって定まる。

(2) 状態

土地、建物、その他の工作物が、そこに立入る子供への危険をふくむことを占有者が認識すべき状態にあること。土地、建物、その他の工作物の状態が、危険性をふくむというだけでは足りない。危険性は不适当に大きいものでなければならぬ。子供がふつう感知できる危険、たとえば、火、水、土地、建物の高低、動いている機械類などは、それだけで占有者の注意義務を生じるに足る危険ではない。また静止している物体、バケツ、材木、停車中の車なども、とくに危険を生むよう置かれたものでなければ、ここにいう危険な状態にあたらない。子供に傷害をあたえる危険性が不适当に大きく、占有者が当然そのことを認識すべきであるような状態にあるとき、占有者の責任が生じる。

(3) 危険を知る能力

子供が幼年であるために危険な状態を見、または感知できないこと。この法理は子供がみずからを守る能力を持たないということにもとづくのであるから、子供が危険を理解し、感知していたときには適用されない。実際には、十二歳以上の子供にこの法理を適用した判例はあまりない。いくつかの州の裁判所は、古い刑法の法則と、またそれ以下の年令には寄与過失が認められないことからして、十四歳を限界と定めているが、これが絶対的な基準であるとはいえない。しかし、とくに危険が一見明瞭でないときには、十四歳をこえた者

にも賠償請求を認めた判例がある。

(4) 危険と用益の比較

子供への危険性にくらべて、占有者が土地、建物をその状態にたもつ必要性がきわめて少ないこと。子供への危険性と占有者の用益を比較衡量して、危険防止がいちじるしく占有者の利用をさまたげ、不当な経済的負担を課すときには、この法理の適用はない。いずれにせよ、占有者に侵入する子供の安全をはかるために土地、建物を検証して、かくされた危険を見つける義務をおわせるものではない。

わが国の民法の土地工作物の占有者・所有者の責任（七一七条）にくらべて、同じ分野を規制するコモン・ローの法理は、まったく奇妙なものに思える。しかし、このコモン・ローにも変化がみられ、立入る者の種類を細分することよりも、占有者・所有者に一般的注意義務を認め、土地、建物などの使用、管理上の過失にもとづいて責任をおわせようとする理論が有力になつてゐる。子供の侵入者に対する占有者責任の判例の発展は、この傾向を示す好例であるといえよう。過失理論にもとづいて再構成された「転車台」事件の法理に従つて、いまや、アメリカ全州のうちおよそ五分の四の裁判所が占有者の責任を認める立場をとつてゐる。

(参考文献)

Prosser, TORTS, pp. 438-445 (1955); Harper & James,

TORTS, pp. 1430-1470 (1956); Hudson, The Turntable Doctrine in the Federal Courts, 36 Harv. L. Rev. 826 (1923); Green, Landowners' Responsibility to Trespassers, 27 Tex. L. Rev. 1 (1948); James, Tort Liability

of Occupiers of Land: Duties owed to Trespassers, 63 Yale L. J. 144 (1953); Prosser, Trespassing Children, 47 Calif. L. Rev. 427 (1959).